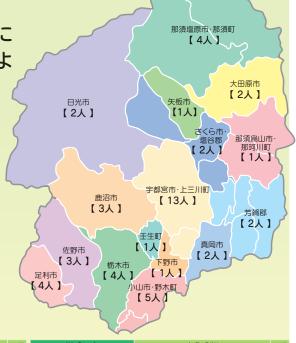
選挙区って知ってる?

学級委員を選ぶのに ちょっと似ているよ

みんなが住んでいる栃木県を16の地域に分けて、それぞれの地域から代表になる人(議員)を選ぶようにします。その地域ひとつひとつが「選挙区」と呼ばれるものです。それぞれの選挙区ごとに、住んでいる人の数などによって、議員の数が決まっています。



th きょく 選 挙 区	しちょうめい 市町名	ていすう 定数	th きょく 選 挙 区	し ちょうめい 市 町 名	ていすう 定数
うつのみやし かみのかわまち 宇都宮市・上三川町	うつのみやし かみのかわまち 宇都宮市、上三川町	13	_{おおたわらし} 大田原市	ままたわらし 大田原市	2
あしかがし 足利市	足利市	4	ゃぃたし 矢板市	矢板市	1
とちぎし 栃木市	たままし 栃木市	4	なすしおばらし なすまち 那須塩原市・那須町	なすしぉばらし なすまち 那須塩原市、那須町	4
き の し 佐野市	世野市 佐野市	3	さくら市・塩谷郡	さくら市、塩谷町、高根沢町	2
かぬまし 鹿沼市	かぬまし 鹿沼市	3	那須烏山市・那珂川町	那須烏山市、那珂川町	1
にっこうし 日光市	にっこうし 日光市	2	しもつけし 下野市	しもつけし 下野市	1
ぉゃまし のぎまち 小山市・野木町	ぉゃましゅぎまち 小山市、野木町	5	はがぐん 芳賀郡	ましこまち もてぎまち いちかいまち ま が ま ち 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	2
もぉゕし 真岡市	も まか し 真岡市	2	みぶまち 壬生町	_{みぶまち} 壬生町	1
			計 計		50

【 栃木県議会事務局 】

議会のことでわからないことがあれば、何でも聞いてください。

電話 028-623-3772 ファックス 028-623-3755

所在地 宇都宮市塙田1-1-20

電子メールアドレス gikai@pref.tochigi.lg.jp ホームページアドレス https://www.pref.tochigi.lg.jp/kengikai/

県議会のしくみ

みんなの願いが かなうまで





栃木県議会



願いごとを 出します

ちん じょう 請願· 陳情

願いごとを直接議会に 提出して、県の仕事に いかすことができます。



県議会

■知事の計画した、いろいろな 仕事や必要なお金の使い方 (予算)を決めたり、決まり (条例)をつくったりします。

するところです。

執行部席

がある。 知事と、県庁のそれぞれの仕事 を担当する代表者が座ります。

きちょう しめい きいん いけん 議長に指名されて、議員が意見 を述べたり、知事が説明したり するところです。

ここに議長が座って、会議をす すめます。

まちょう きょか え ぎいん いっちん 議長の許可を得て、議員が質問

私たちと県議会

ち じ ぎ いん とうひょう **知事と議員を投票で** 選びます。

本会議場を見てみよう

ままき議長をのぞく県議会議員49人 が座ります。議員一人一人の座 る席は決められています。

■県の仕事を計画し、県議会に 世案します。

■議会で決められ た内容にもとづ いて仕事をします。

き ■決 ま り(条 例)を 世案します。

知事を ^{えら} 選びます

護員を

お互いに意見を出し合い、協力して よりよい栃木県をつくります。

県民はだれでも、この席に 摩かって、議会の様子を見 たり聞いたりすることが できます。

みんなの願いがかなうまで

みんなのまちをきれいにしましょう!

1. さて、事のおこりは・・・







みんなの意見を



2. 請願・陳情

願い(請願・陳情)の内容をよく調べて、 みんなの願いを議会で考えます。



4. 知事の仕事

議会から提案された内容について、 みんなが楽しく遊べるように調べ たり議会に相談したりします。





ttu がん ちんじょう ないょう 請願・陳情の内容について、 よく話し合いをして、まちを きれいにするための条例につ いて提案や決定をします。



5. 公布

新たにつくられた条例を、 けんみん はっぴょう 県民に発表します。



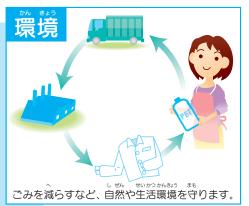


とうれい 条**例ができたぞ**。 これからは、首分たちも きれいに使うよう 心がけないとね。

わかったよ!



県議会のすすめ方









また。 議長は、議員の中から選挙によって選ばれて、会議 をすすめる大事な役目を持っています。 また、議会の代表としていろいろな活動をします。





知事や議員が、県の仕事の計画や お金の使い方、決まり(条例)を提 案して、議員からの質問に答えます。 また、提案内容をよりくわしく調 べたりするために、委員会に審査 を依頼します。

としょ からだ ふ じゅう ひと かいてき お午寄りや体の不自由な人が快適に

暮らせるようにします。

福祉



調べたり、話し合 いをしたりして、 態度を決めます。 き 決めた方針を、本会議に報告し ます。



る 委員会からの報告をきいて、 意見を出し合ったあとに、賛 成か反対かを多数決で決めます。 提案された内容について、全 て決めると会議は終了になり

知事はこれをもとに、仕事を すすめていきます。









